

黒石市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第6号

黒石市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

黒石市立幼稚園管理規則（昭和45年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第2号中「所得割課税額」を「父母その他家計の主宰者である扶養義務者の当該年度に付すべき市民税の所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項第3号中「又は市民税の納付通知書（写）」を「若しくは市民税の納付通知書の写し又は市民税の状況について教育委員会が調査することに同意する旨の文書」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第20条関係）

区 分	減 免 額		
	最 年 長 者 (第1子)	次 年 長 者 (第2子)	左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	20,000円	50,000円	79,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
上記区分以外の世帯	—	—	79,000円

別表第2中「小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）」を「最年長者（第2子）」に、「小学校1～3年生の兄・姉を有しており、就園している場合の左以外の園児（第3子以降）」を「左以外の園児（第3子以降）」に改め、備考を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の黒石市立幼稚園管理規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。